

# ぐんま金融広報だより

群馬県消費生活センターからのお知らせ

## 成年年齢引き下げ後に心配されるトラブルについて

令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

成年になると、親の同意がなくても自分の意思で契約や借金ができるようになるため、悪質業者は成人直後を狙っています！！

### 【未成年者契約の取消し】

未成年者は、成年者と比べて取引の知識や経験が不足し、判断能力も未熟なため、不利益をこうむらないように法律で保護されており、保護者の同意なく契約した場合は、本人もしくは保護者の申し出により、契約を取り消すことができます。

※小遣い範囲の少額な契約や、成人であるとウソをついていた契約、保護者の同意があるとウソを付いた場合等は未成年者取消しができないことがあります。

「未成年者契約の取消し」ができなくなった。

### 18歳・19歳の

社会経験や契約知識が  
不十分な若者を

悪質業者は狙っています！



## 《こんなトラブルにご注意ください》

### 「うまい話」に注意！

- SNSで知り合った人に「絶対に儲かる」と言われて、「高額収入を得るためにノウハウ」という70万円もする「情報商材」を消費者金融で借金をして買ってしまった。
  - 友人から、「会員になって他の人も会員に誘えば紹介料がもらえて稼げる」と投資用USBを勧められて「マルチ商法」の契約をしてしまった。
- うまい話に飛びつかない！きっぱり断る！

### 「インターネット通販」に注意！

- 商品を購入したのに届かない、違う商品が届いた。
  - 1回のお試しかと思ったら定期購入だった。  
→ 通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。
- 大事なことは小さい字で書いてあるのでよく確認!  
※受注メールや広告・注文画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

成人後は未成年者契約の取消しが認められないため、トラブルの解決が困難になります。

### 「エステ」の高額契約に注意！

- 無料の脱毛キャンペーンでサロンへ行き施術を受けた後、「今日なら半額で契約できる」と勧められてローンを組んで高額な契約をしてしまった。
  - お試しでエステの施術を受け、その日に長期間コースを契約したが、自分には合わず解約トラブルになった。
- 概要書面の内容や契約解除の条件をよく確認する！

### 「クレジットカード」の利用に注意！

- 手元に現金が無くても買い物できるので、ついつい使いすぎてしまった。
- 分割払いやリボルビング払いを利用したら、手数料が大きくなって、支払期間も延びてしまった。  
→ 自分の収入に見合う範囲で利用する！  
カードを他人に渡したり、暗証番号を教えない！

一人で悩まず、困ったらお住まいの地域の消費生活センターに相談しましょう。

### 消費生活相談のご案内

消費者ホットライン

**☎ 188**

群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1(昭和庁舎1階)

平日 9:00~17:00(電話・来所相談)

土曜 9:00~12:00/13:00~17:00(電話相談のみ) ※日曜・祝日・年末年始は休み



## 令和元年度 金融・経済講演会

令和元年11月16日(土)、群馬県公社総合ビルにおいて、日本FP協会との共催により、金融経済講演会を開催いたしました。今回は、講師として早稲田大学公共経営大学院教授の片山善博さんをお呼びし、「『群馬の活性化のために今できること』とは」と題して、地方目線で政策を考えることの重要性について、お話しいただきました。

片山先生は講演の中で、平成26年に日本創成会議が「全国の市町村の半数は『消滅可能性都市』であり、存続できなくなる可能性がある」とした件に触れ、「あれはボタンの掛け違いで、衝撃が大きすぎて本来の目的と違う形で受け止められてしまった」と説明されました。そして、この報告を受けた国の地方創生政策について、「東京目線で、本来地方が考えるべき政策にまで、政府が手を伸ばしてきている」と問題点を指摘し、「地方が自ら考えることにより、よりよいアイディアが出てくる」と、地方目線の重要性を訴えられました。

先生のお話は大変わかりやすく、内容もとても充実したものでした。会場を訪れた約130名の聴講者は熱心に耳を傾け、講演会終了後には、大きな拍手が沸き起こりました。

### 金融アドバイザーによる出前講座

群馬県金融広報委員会では、自治体や各学校、公民館などが開催する講座や学習会に講師として、金融広報アドバイザーを無料で派遣しています。講座のテーマや内容は、「金融・経済」の基礎的な知識や「消費者問題」、「生活設計」等ですが、ご相談に応じます。

#### 内容例

- 「悪徳商法について」「シニアのための家計防衛術」「役立つ終活の話」(高齢者)
- 「お金について考えてみる～おこづかいゲーム～」「お金ってなーに？」(小学生・保護者)
- 「お金の大切さ・お金の使い方」「上手なお給料の貯め方」(一般社会人)
- 「お悩み解決！子育て世代のマネー講座」(子育て中の世代)

詳しくは、

群馬県金融広報委員会 講師無料派遣

クリック！

検索

群馬県金融広報委員会事務局 027-226-2273  
(群馬県生活文化スポーツ部消費生活課内)



※会場費、レジュメ等のコピー代につきましては、ご負担下さい。また、ご要望に添えない場合もございますのでご承知下さい。

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

お問い合わせ

群馬県金融広報委員会事務局 (群馬県生活文化スポーツ部消費生活課内)

TEL 027-226-2273 FAX 027-223-8100 HP <http://gunma-kinkou.com/>